

災害時における相互応援に関する協定書

新発田市と浦安市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1号及び原子力対策特別措置法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合、相互扶助の精神に基づき、救援協力し、応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災家庭の児童生徒の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第2条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 応援の要請がない場合であっても、被災の状況等に応じ自主的に応援を行うものとする。この場合は、応援の内容をあらかじめ電話等により連絡するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第4条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度両市で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（平常時における活動等）

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月21日

千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市長 松崎 秀樹

新潟県新発田市中心4丁目10番4号

新発田市長 二階堂 馨